

## 第 13 章 附則

### 第 128 条 (施行)

本規程は、2019 年 9 月 8 日から施行する。

2019 年 12 月 14 日一部改訂、2019 年 12 月 14 日より施行する。(第 39 条、第 40 条、第 43 条、第 44 条、第 52 条)